

○ 所得判定基準の改正について

令和2年7月から、市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額」が所得判定基準となります。

【令和2年6月までの基準】

$$\text{（保護者等の道府県民税所得割額）} + \text{（保護者等の市町村民税所得割額）} < 507,000\text{円}$$



【令和2年7月からの基準】

$$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{調整控除の額} < 304,200\text{円}$$

※ 年収の目安はどちらも910万円（保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安）

- 課税証明書等の提出者は、追加で証明書類が必要になることがあります。  
（マイナンバーを提出しない場合のみ該当）

マイナンバーが提出できず、やむを得ず課税証明書等を提出する場合に、市町村が発行する課税証明書等の様式では「課税標準額」及び「調整控除の額」が確認できないことがあります。（別添「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額の確認方法」参照）

課税標準額が下表の区分Bに該当し、かつ市町村が発行する課税証明書等で「調整控除の額」が確認できない場合は、「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」により、市町村の窓口で証明を受ける必要があります。（別添フローチャートにより必要か確認してください。）

なお、市町村によっては「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」の交付を受けることにより、手数料が2倍になる可能性があります。

区分	課税標準額	課税標準額 × 6%の額	就学支援金	課税証明書 (補足)の要否	備考
A	0円 ～509万4千円	0円 ～305,640円	支給対象	不要	明らかに所得制限基準内のため「調整控除の額」の確認は不要
B	509万5千円 ～706万9千円	305,700円 ～424,140円	支給対象になるかは 調整控除の額による	必要	所得制限基準に該当するか「調整控除の額」の確認が必要
C	707万円以上	424,200円以上	支給対象外	不要	明らかに所得制限基準を超えるため「調整控除の額」の確認は不要



3 【共通】課税額証明書（市町村役場で発行（有料））

平成 年度（平成 年分） 市民税・県民税 所得額 課税額証明書

賦課期日住所

賦課期日氏名

生年月日

所得等の内訳	所得金額(円)	所得等の内訳	所得金額(円)	所得控除の内訳	所得控除額(円)	扶養・本人区分等	
給与収入	( )			雑 損 医 費 療 費		控除対象配偶者	無
公的年金収入	( )			社 会 保 険 料 小 規 模 企 業 料		(内同居)	( ) 人
給 与				生 命 保 険 料 地 産 税 附 金		扶 養 特 定	人
以下余白				寄 附 金		其 他	人
				寄 附 金		16歳未満	人
				配 偶 者 特 別 養 護 扶 養 控 除 額		(内同居)	( ) 人
						特別障害	人
						その他障害	人
						本 人	無
		総所得金額		所得控除合計 (円)			
		合計所得金額		課税標準額(総合分) (円)			
				課税標準額(分類分) (円)			

市民税 (円)		県民税 (円)		年税額 (円)
所得割	均等割	所得割	均等割	
( )	( )	( )	( )	※ 課税標準額を確認します。

(注意) 所得割及び年税額の( )内に金額の記載があるときは、住宅借入金等特別控除額等を控除する前の金額です。

※ この様式では調整控除の額は分かりません。

概要欄	
-----	--

(注意) 証明しない項目には\*印が表示してあります。

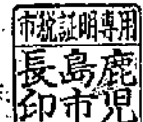
市税証 第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

県民税均等割額には、森林の公益的機能の維持・増進を目的とした森林環境税相当額500円を含みます。

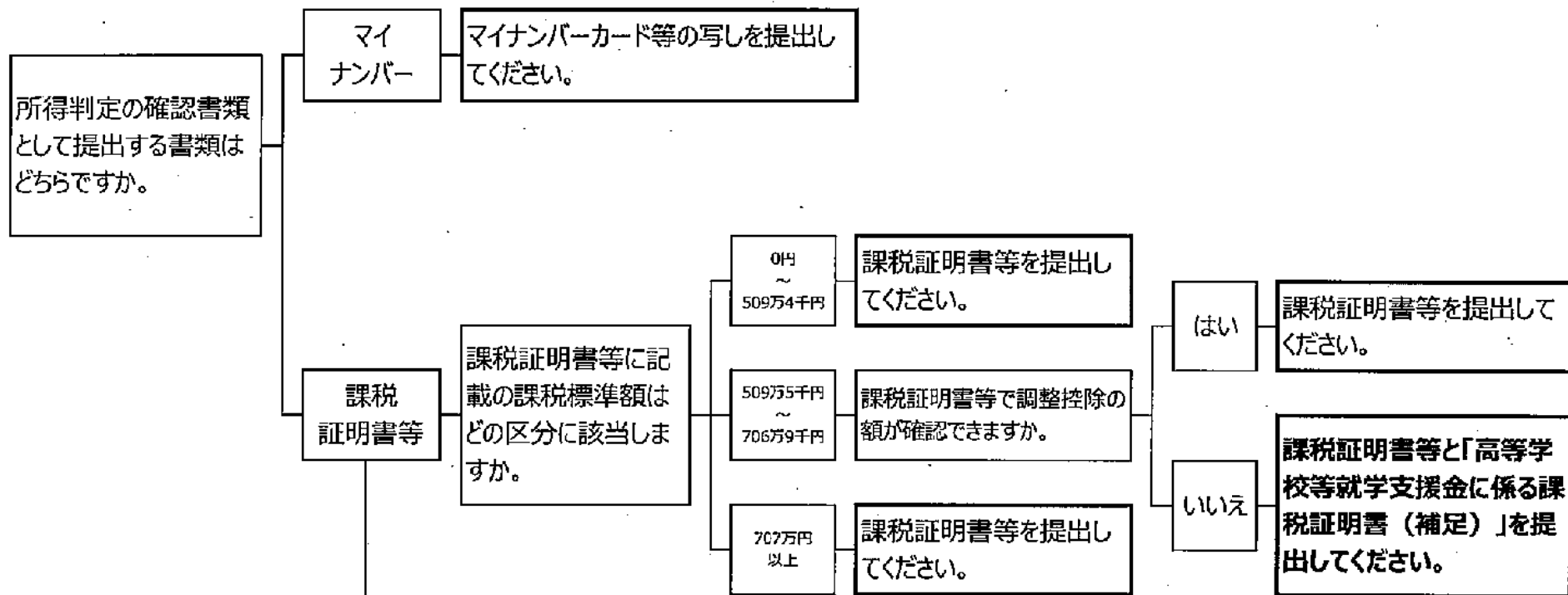
平成 年 月 日

鹿兒島市長 森 博幸



- ◆ 就学支援金に該当するか、1, 2, 3のいずれかの証明書でご確認ください。
- ◆ 市町村の様式によって記載内容が異なりますので、場合によっては、「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」を市町村窓口で発行してもらう必要があります。(フローチャートにより確認してください。)
- ◆ 給与所得者のうち
  - ・ 複数の職場から収入がある方
  - ・ 不動産所得など給与所得以外の所得がある方については、1ではなく、3の書類でご確認ください。
- ◆ 1~3の証明書がお手元になく確認ができない場合であっても、マイナンバーで審査をしますので申請書を提出してください。

【収入状況届出における確認書類のフロー】



【課税証明書等とは】		
1 市町村民税・県民税の特別徴収税額決定通知書	勤務先から毎年6月頃配布	【給与所得者】
2 市町村民税・県民税の納税通知書	市町村から毎年6月頃配布	【自営業者】
3 課税額証明書	市町村役場で発行（有料）	【共通】